

稲沢市水道事業指定給水装置工事事業者

変更、廃止・休止・再開の届出のご案内

○指定事項変更の届出

- ・変更のあった日から30日以内に届け出てください。
- ・主任技術者が欠けたときは、14日以内に新たに選任し届け出てください。
- ・変更の届出が提出されない場合、または虚偽の届出をした場合は、水道法第25条の11の規定により給水装置工事事業者の指定の取消の対象となりますので、ご注意ください。なお、取消を受けてしまうと、処分の日から2年間は新たな指定を受けることができませんので、ご注意ください。

変更内容	提出書類	法人	個人	備考
氏名または名称	変更届出書	○	○	
	定款の写し	○	—	原本証明必要
	登記事項証明書（原本）	○	—	発行日から3か月以内
	住民票の写し（原本）	—	○	発行日から3か月以内
	事業者証の返納	○	○	
住所	変更届出書	○	○	
	定款の写し	○	—	原本証明必要
	登記事項証明書（原本）	○	—	発行日から3か月以内
	住民票の写し（原本）	—	○	発行日から3か月以内
	外観の写真及び地図	○	○	
事業所の名称および所在地	変更届出書	○	○	
	登記事項証明書（原本） ※登記事項証明書で所在が確認できない場合は、所在の確認できる書類	○	—	発行日から3か月以内
	住民票の写し（原本）	—	○	発行日から3か月以内
法人の代表者	変更届出書	○		
	定款の写し	○		原本証明必要
	登記事項証明書（原本）	○		発行日から3か月以内
	誓約書	○		

変更内容	提出書類	法人	個人	備考
法人の役員	変更届出書	○	/	
	登記事項証明書（原本）	○	/	発行日から3か月以内
	誓約書	○	/	
電話番号・FAX番号	変更届出書	○	○	
主任技術者の増減	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書			
	免状の写しまたは主任技術者証			
	自社社員であることが分かる書類			健康保険証の写しなど

○廃止・休止・再開の届出

廃止・休止は、廃止・休止の日から30日以内に届け出てください。

再開は、再開の日から10日以内に届け出てください。

提出書類	備考
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	
事業者証の返納	再開を除く

○指定給水装置工事事業者証の再交付

汚損や紛失のとき、再交付申請書により申請してください。